

昭和四十七年法律第三号  
航空機燃料譲与税法

(航空機燃料譲与税)

**第一条** 航空機燃料譲与税は、航空機燃料税法(昭和四十七年法律第七号)の規定による航空機燃料の収入額の十三分の二に相当する額とし、空港関係市町村及び空港関係都道府県に対する航空機燃料の収入額との割合とする。

2 前項の「空港関係市町村」とは、空港(空港法(昭和三十一年法律第八十号)第四条第一項に規定する地方管理空港又は国内航空に從事する航空号に掲げる空港若しくは同法第五条第一項に規定する航空機が使用する公共の飛行場として政令で定める飛行場をいう。以下同じ。)の所在する市町村(特別区を含む。以下同じ。)及びこれに隣接する市町村並びにその区域外に空港を設置している市町村で、総務大臣が指定するものをいい、前項の「空港関係都道府県」とは、当該市町村を包括する都道府県をいう。

(空港関係市町村に対する航空機燃料譲与税の譲与の基準)

**第二条** 航空機燃料譲与税の五分の四に相当する額(次項において「市町村譲与額」という。)は、前条第一項の空港関係市町村(以下「空港関係市町村」という。)に対し、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める延べ重量(航空機ごとの正常に離陸できる重量の最大値(積載物、装置及び燃料の重量を含む。)にそれぞれの航空機が一の空港に着陸する回数を乗じて得た重量を、当該空港に着陸する全ての航空機について合計して得た重量をいう。以下この条及び次条において同じ。)若しくは当該旅客数を按分した数又は世帯数に按分して譲与するものとする。

1 空港の所在する市町村(その区域外に空港を設置している市町村を含む。)次に掲げる延べ重量若しくは当該延べ重量を按分した重量若しくは旅客数(有償であるか又は無償であるかを問わず、一の空港において航空機に乗降する旅客の数をいう。以下この条及び次条において同じ。)若しくは当該旅客数を按分した数又は世帯数に按分して譲与するものとする。

2 空港において国内航空に從事する航空機(各国の政府又は地方公共団体が使用する航空機及び軍用機を除く。)における延べ重量(一の空港につき当該市町村の

状況その他事情を参照して、総務省令で定めるところにより按分した重量。以下この条及び次条において同じ。)当該空港において国内航空に從事する航空機に係る旅客数(一の空港につき当該市町村の状況その他事情を参照して、総務省令で定めるところにより按分した数。以下この条及び次

口 当該空港において国内航空に從事する航空機に係る旅客数(一の空港につき当該市町村の状況その他事情を参照して、総務省令で定めるところにより按分した数。以下この条及び次

口 当該空港において国内航空に從事する航空機に係る旅客数(一の空港につき当該市町村の状況その他事情を参照して、総務省令で定めるところにより按分した数。以下この条及び次

口 当該空港において国内航空に從事する航空機に係る旅客数(一の空港につき当該市町村の状況その他事情を参照して、総務省令で定めるところにより按分した数。以下この条及び次

口 当該空港において国内航空に從事する航空機に係る旅客数(一の空港につき当該市町村の状況その他事情を参照して、総務省令で定めるところにより按分した数。以下この条及び次

3 第一項第一号イの延べ重量及び同号ロの旅客数並びに同項第二号の世帯数は、総務省令で定めるところにより算定するものとする。ただし、空港の管理の態容、航空機の騒音により生ずる障害の程度その他の事情を参照して、総務省令で定めるところにより補正することができる。

(空港関係都道府県に対する航空機燃料譲与税の譲与の基準)

**第二条の二** 航空機燃料譲与税の五分の一に相当する額(次項において「都道府県譲与額」とい

う。)は、第一条第一項の空港関係都道府県(以下「空港関係都道府県」という。)に対し、当該

空港関係都道府県の区域内の空港関係市町村に係る前条第一項第一号イの延べ重量(同号の市町

村が二以上ある場合には、これらの市町村に係る当該旅客数の合計数又は同号の市町村が二以上ある場合には、これらの市町村に係る当該旅客数の合計数又は同号の市町

項第二号の世帯数(同号の市町村が二以上ある場合には、これらの市町村に係る当該世帯数の合計数)に按分して譲与するものとする。

2 前項の場合には、都道府県譲与額の四分の一の額を同項の延べ重量又はその合計重量で、都道府県譲与額の他の四分の一の額を同項の旅客数又はその合計数で、都道府県譲与額の二分の一の額を同項の世帯数又はその合計数で按分するものとする。

3 空港関係都道府県につき、その設置する空港があることその他の特別の事情がある場合には、当該空港関係都道府県に係る第一項の規定の適用については、当該空港関係都道府県の区域内の空港関係市町村に係る前条第一項第一号イの延べ重量若しくは同号ロの旅客数又は同項第二号の世帯数を、当該特別の事情を参考して総務省令で定めるところにより補正することができる。この場合においては、当該補正された延べ重量若しくは旅客数又は世帯数をもつて、同項第一号イの延べ重量若しくは同号ロの旅客数又は同項第二号の世帯数とする。

(譲与時期及び譲与時期ごとに譲与すべき額)

**第三条** 航空機燃料譲与税は、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、第二条第一項の規定により譲与すべきものについてはそれぞれ当該下欄に定める額の五分の四に相当する額を、前条第一項の規定により譲与すべきものについてはそれぞれ当該下欄に定める額の五分の一に相当する額を譲与する。

譲与時期	譲与時期ごとに譲与すべき額	期間	
		三月	九月
2	当該年度の初日の属する年の三月から八月までの間の収納に係る航空機燃料税の収入額の十三分の二に相当する額	当該年度の初日の属する年の九月から翌年の二月までの間の収納に係る航空機燃料税の収入額の十三分の二に相当する額	当該年度の初日の属する年の九月から翌年の二月までの間の収納に係る航空機燃料税の収入額の十三分の二に相当する額
3	当該年度の初日の属する年の九月から翌年の二月までの間の収納に係る航空機燃料税の収入額の十三分の二に相当する額	当該年度の初日の属する年の九月から翌年の二月までの間の収納に係る航空機燃料税の収入額の十三分の二に相当する額	当該年度の初日の属する年の九月から翌年の二月までの間の収納に係る航空機燃料税の収入額の十三分の二に相当する額

2 前項において譲与すべき金額をこえて譲与した金額があるときは、それぞれ当該金額を、次の譲与時期に譲与すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

(譲与時期ごとの譲与額の計算)

**第四条** 各空港関係市町村及び空港関係都道府県に対する前条第一項に規定する各譲与時期ごとに譲与すべき航空機燃料譲与税の額として前二条の規定を適用して計算した金額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該各譲与時期ごとに譲与すべき航空機燃料譲与税の額とする。

(譲与額の算定に用いる資料の提出義務)

**第五条** 空港関係市町村の長及び空港関係都道府県の知事は、総務省令で定めるところにより、航空機燃料譲与税の額の算定に用いる資料を総務大臣に(空港関係市町村の長にあつては、都道府県知事を経由して総務大臣に)提出しなければならない。

(譲与すべき額の算定に誤謬があつた場合の措置)

**第六条** 総務大臣は、航空機燃料譲与税を空港関係市町村及び空港関係都道府県に譲与した後において、その譲与した額の算定に誤謬があつたため、譲与した額を増加し、又は減少する必要が生じたときは、総務省令で定めるところにより、当該増加し、又は減少すべき額を、誤謬があつたことを発見した日以後に到来する譲与時期において譲与すべき額に加算し、又はこれから減額したものとする。

(地方財政審議会の意見の聴取)

**第六条の二** 総務大臣は、次に掲げる場合には、地方財政審議会の意見を聽かなければならない。

一 第一条第二項又は第二条第一項第二号の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

二 第二条第一項若しくは第三項、第二条の二第三項又は前条の総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。



正規定、同表第二十号の五の改正規定、別表第二号（十の三）の改正規定並びに別表第三第  
二号の改正規定を除く。）並びに附則第七条及び第九条の規定は、公布の日から施行する。  
（航空機燃料譲与税法の一部改正に伴う経過措置）  
第五条 第六条の規定による改正後の航空機燃料譲与税法の規定は、平成十二年度以後の年度分の  
航空機燃料譲与税について適用し、平成十一年度分までの航空機燃料譲与税については、なお從  
前の例による。

（政令への委任）

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行のため必要な経過措置は、  
政令で定める。

附 則 （平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、

次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する  
法律附則の改正規定に係る部分に限る。）第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第  
二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 （平成二〇年六月一八日法律第七五号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二三年六月三〇日法律第八三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（航空機燃料譲与税法の一部改正に伴う経過措置）

第十二条 第四条の規定による改正後の航空機燃料譲与税法附則第二項の規定により読み替えて適  
用される同法第三条第一項の規定の適用については、平成二十三年度分の航空機燃料譲与税に限  
り、同項の表九月の項中「三月から八月までの間」とあるのは、「三月の収納に係る航空機燃料  
税の収入額の十三分の二に相当する額と同年の四月から八月までの間ににおける」と、「相当する  
額」とあるのは、「相当する額との合算額」とする。

2 平成二十三年度及び平成二十四年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三  
号）附則第五十三条第一項の規定の適用については、同項第一号中「当該年度の航空機燃料税の  
収入額の予算額」とあるのは、「当該年度の航空機燃料税の収入見込額の九分の七に相当する額  
として同年度の一般会計の歳入予算額に計上された金額」とする。

3 平成二十五年度における特別会計に関する法律附則第五十三条第一項の規定の適用については、  
は、同項中「十三分の十二」とあるのは、「九分の七」とする。

（政令への委任）

第十四条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置  
は、政令で定める。

附 則 （平成二六年三月三一日法律第四号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。

（航空機燃料譲与税法の一部改正に伴う経過措置）

第十八条 第三条の規定による改正後の航空機燃料譲与税法（以下この条において「新譲与税法」  
といふ。）の規定は、平成二十六年度以後の年度分の航空機燃料譲与税について適用し、平成二  
十五年度分までの航空機燃料譲与税については、なお從前の例による。

2 新譲与税法第一条第二項及び第二条の二第二項の規定の適用については、平成二十六年度分の  
航空機燃料譲与税に限り、新譲与税法第二条第二項及び第二条の二第二項中「額の二分の一」と  
あるのは、「額の十八分の七」と、「他の二分の一」とあるのは、「他の十八分の十一」とする。

3 新譲与税法第二条第二項及び第二条の二第二項の規定の適用については、平成二十七年度分の  
航空機燃料譲与税に限り、新譲与税法第二条第二項及び第二条の二第二項中「額の二分の一」と  
あるのは、「額の九分の四」と、「他の二分の一」とあるのは、「他の九分の五」とする。  
（政令への委任）

第二十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置  
は、政令で定める。

附 則 （平成二九年三月三一日法律第二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

（航空機燃料譲与税法の一部改正に伴う経過措置）

第二十二条 平成二十九年度から令和元年度までの間ににおける特別会計に関する法律（平成十九年  
法律第二十三号）附則第二百五十九条の五第一項の規定の適用については、同項中「十三分の十  
一」とあるのは、「九分の七」とする。

（政令への委任）

第二十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定め  
る。

附 則 （令和二年三月三一日法律第五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

（航空機燃料譲与税法の一部改正に伴う経過措置）

第十九条 令和二年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第二百五  
十九条の五第一項の規定の適用については、同項中「十三分の十一」とあるのは、「九分の七」と  
する。

（政令への委任）

第二十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め  
る。

附 則 （令和三年三月三一日法律第七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。

（航空機燃料譲与税法の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条 令和三年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第二百  
五十九条の五第一項の規定の適用については、同項中「十三分の十一」とあるのは、「九分の七」と  
、「同項第一号中「航空機燃料税の収入額の予算額」とあるのは、「航空機燃料税の収入見込額か  
ら同年度の航空機燃料譲与税に充てられる航空機燃料税の収入見込額を控除した額に相当する額  
として同年度の一般会計の歳入予算に計上された金額」とする。

（政令への委任）

第二十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め  
る。

附 則 （令和四年三月三一日法律第一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。

（航空機燃料譲与税法の一部改正に伴う経過措置）

第二十三条 令和四年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第二百  
五十九条の五第一項の規定の適用については、同項中「十三分の十一」とあるのは、「九分の七」と  
する。



---

(政令への委任)  
第三十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め  
る。

---